

## 1. 利用について

- 体育館アリーナ利用、日帰り利用等は、1日1団体170人までといたします。  
なお、三密を避ける観点から、すでに他の利用者が使用中はご利用できません。  
宿泊利用の際、部屋毎の定員を以下のとおりとしてください。

(12月～3月は本館棟のみ利用可能です。)

◎本館棟宿泊室（6部屋：42人まで）

五湖（42.88㎡＝10名）、雪渓（45.67㎡＝6名）、雲海（28.66㎡＝4名）、  
浅間、朝霧（各30.70㎡＝6名）、樹海（44.88㎡＝10名）

◎体育館棟宿泊室（4部屋：31人まで） ※冬季（12月～3月）は利用不可です。

やまぶき、ねむのき（各36.64㎡＝8名）、こぶし（55.63㎡＝12名）、  
事務室（19.90㎡＝3名）

※必ず空き部屋（救護室）を1室～2室設けてご利用ください。

- **緊急事態宣言などの対象地域の方は、ご利用をお断りする場合があります。**  
ご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 当日、若しくは直前において発熱（平熱より1度以上）や軽度であっても風邪の諸症状や嘔吐、下痢等がある場合は利用を控えるようご協力をお願いします。
- マスク、体温計、手指用消毒薬、うがい用コップ等のアメニティグッズは利用団体でご用意ください。（リンシンシャンプー、ボディソープはございます。）
- 利用前に、新型コロナウイルスに感染、若しくは感染者と濃厚接触をした方は利用を控えてください。

## 2. 利用中のお願い

- マスクの着用と手洗い、うがい、手指消毒の定期実施をお願いします。  
なお、消毒液は利用者の皆さまも持参いただき、各所の消毒にご協力いただくとともに、窓や出入り口を開け放すなど、換気の促進に積極的にご協力ください。
- 当面の間、入所式、退所式の職員の立会いはいたしません。  
なお、オリエンテーションも本書面に変えますので、指導者、若しくは代表者は利用者の皆さまへの周知にご協力ください。
- 宿泊利用中は、朝と就寝前の2回検温を行い、参加者の健康観察を行ってください。健康観察は各団体で責任を持って行い、青年の家職員に報告してください。また、宿泊室へは強制換気システムを導入しておりますが、就寝中は部屋のドアを開放したままご利用ください。
- 食堂利用時は、間隔を空けて着席いただくようご協力ください。

- 本館棟 1 階談話ホールや 2 階談話コーナーを共有スペースとしてご利用の際は、対人距離を確保してください。
- 野外炊事場をご利用の際は、炊事場内の人数を必要最低限数とし、混雑を避けるようご配慮ください。また、炊事用かまどは 1 つずつ間を空けて使用するなど、密集を避けたご利用をお願いします。（野外炊事場の利用期間は 4 月～9 月まで）
- 入浴は 1 回につき、男女各 6 人までの交代制で計画してください。
- 団体独自の活動について、できる限り「三密」を避けて活動していただきますようご配慮ください。

### 3. 利用中及び使用後に症状が出た場合

#### 【利用中】

- 所轄の保健所に相談し対応を協議します。対応が確定するまでは活動プログラムを中止し、全員の方に宿泊室で待機していただきます。
- 保健所等の指示により自宅待機になった場合は、帰宅をお願いいたします。なお、罹患者が発生した場合は利用中止となります。また、青年の家職員による送迎対応は行えませんので、予めご了承ください。

#### 【利用後】

- 利用後、2 週間の間に新型コロナウイルス感染症と診断された方が発生した場合、富士吉田青年の家までご連絡ください。

### 4. 参考資料

濃厚接触者とは、患者（確定例）の感染可能期間（コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの期間）に接触した方のうち、次の範囲に該当する方をいいます。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった方。
- 患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方。
- 手で触れることのできる距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と 15 分以上の接触があった方。

以上です。

習志野市立富士吉田青年の家

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田 4443

TEL 0555-23-6853

FAX 0555-24-2499